

オンライン診療の適切な実施に関する 指針と緊急避妊薬の調剤について

令和7年6月

緊急避妊薬・経口避妊薬についての日本国内の動き

1999年	低用量経口避妊薬(OC)が認可される。
2008年	月経困難症や子宮内膜症の治療薬として、LEPの低用量ピルが認可される。
2011年	日本国内初の緊急避妊薬「ノルレボ錠」が発売される。
2017年	緊急避妊薬のOTC化が厚生労働省の検討会において検討されたが、「性教育の浸透」など、周辺環境に関する課題などを理由に見送られる。
2019年3月	緊急避妊薬ノルレボ錠1.5mgの後発医薬品が発売される。
2019年7月	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、【オンライン診療における初回対面原則の例外】として「緊急避妊薬の調剤」が追記される。
2023年11月	「緊急避妊薬販売に係る環境整備のためのモデル的調査研究」が全国150軒の薬局で開始
2024年9月	上記事業の対応薬局を拡大。 全国336軒の薬局で応需(2025年5月時点)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」についての経緯

2018年3月…

情報通信機器を用いた診療の適切な普及のためには、その医療上の必要性、安全性及び有効性等を担保する必要があることから、厚生労働省において「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を策定。「最低限厳守する事項」と「推奨される事項」が示される。

2019年3月…

不適切なオンライン診療の例が散見されたこと等を受け、指針での不明瞭な点を整理すること等を目的に厚生労働省に「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」が設置・開催される。

2019年7月…

オンライン診療の【初回対面原則の例外】として、緊急避妊薬の処方が追加される。

＜以下、指針より抜粋＞

初診からオンライン診療を行う医師は一錠のみの院外処方を行うこととし、受診した女性は薬局において研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服することとする。

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」について（概要）

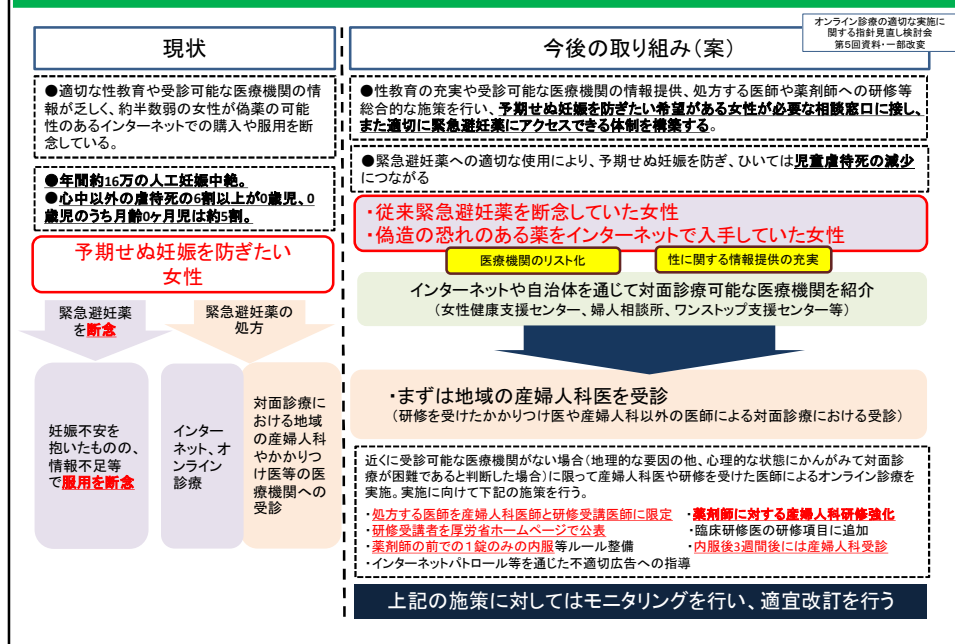
- オンライン診療に関する医師向けの留意事項等が記載されている。
- 「本人確認」についての考え方および確認書類の例についても示されている。
 - …薬局における本人確認についても、同様の方法で確認が可能。
 - 患者の本人確認：保険証、マイナンバーカード、運転免許証の提示など
- 医師がどのようにオンライン診療を行うのか、基本的な指針となるので一度目を通されたい。
- 希望した患者すべてに、オンライン診療に伴って緊急避妊薬が処方されるわけではないことに留意する。対面診療を行えないか等、医師が既に確認済みの患者であるという認識が必要（次スライド参照）。

＜以下、指針より抜粋＞

オンライン診療を行う医師は、対面診療を医療機関で行うことができないか、再度確認すること。

また、オンライン診療による緊急避妊薬の処方を希望した女性が性被害を受けた可能性がある場合は、十分に女性の心理面や社会的状況にかんがみながら、警察への相談を促すこと（18歳未満の女性が受けた可能性がある性被害が児童虐待に当たるとされる場合には児童相談所へ通告すること）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を紹介すること等により、適切な支援につなげること。

緊急避妊薬の適切な利用促進に向けた取り組み



薬剤師が知っておくべきこと…詳しくは後の講義で

- 本研修会を受講・修了した薬剤師は厚生労働省の公表するリストに掲載される。
- …全国で有効。情報に変更があった場合は現在所属している薬局所在地の都道府県薬と、異動先薬局所在地の都道府県薬に変更届の提出が必要。
- オンライン診療を行う医師や患者が同リストを閲覧し、薬局に直接連絡がある。
- その際に、先発医薬品もしくは後発医薬品の希望、対応が可能な時間帯等、予め調整する必要がある。
- 対面で確実に服薬させ、患者に寄り添った服薬指導を心掛ける。
- 患者からの聞き取りで性犯罪被害者であることが分かった場合には、ワンストップ支援センター等を紹介する必要があるため、自薬局周辺の情報について予め入手しておくこと。
- 患者は、3週間後に対面で産婦人科の診療を受けることとされている。厚生労働省では対面診療が可能な産婦人科一覧を公表しており、3週間後に受診する医療機関を決めていない患者への情報提供に役立てたい。
- …オンライン診療は産婦人科医もしくは研修を受けた産婦人科以外の医師が実施する。3週間後の対面での産婦人科診療は、オンライン診療を実施した医師の場合もあれば、そうでない場合もある。

参考：緊急避妊薬に関する取扱いの相違点について

	オンライン診療に伴う 緊急避妊薬の調剤	対面診療 (院内処方)	対面診療 (院外処方)	0410事務連絡	改正薬機法 (オンライン服薬指導)
基づく法律、指 針等	オンライン診療の適切な実施に 関する指針	医師法	医師法、 薬剤師法等	医師法、薬剤師法、 健康保険法等	薬機法
事前の対面 での服薬指導	不要	不要	不要	不要	不要
服薬指導計画 の策定等	不要	不要	不要	不要	不要 ※服薬指導計画と題する書面の作成 は求めず、服薬に関する必要最低限 の情報等を明らかにする
服薬指導の 対象となる 処方箋	オンライン診療に伴う処方箋 (自費)	院内処方箋 (自費)	院外処方箋 (自費)	対面または0410事務連絡に基 づく電話や情報通信機器を用 いた診療	どの診療の処方箋でも可能(オ ンライン診療又は訪問診療を 行った際に交付した処方箋に限 られない)
処方箋の取扱	医療機関から患者が希望する 薬局にFAX等により処方箋情報 を送付。その後処方箋原本を薬 局に医療機関が郵送。薬局で は原本が届くまではFAXを処方 箋として調剤・送付等が可能	院内処方箋 (自費)	院外処方箋 (自費)	医療機関から患者が希望する 薬局にFAX等により処方箋情報 を送付。その後処方箋原本を薬 局に医療機関が郵送。薬局で は原本が届くまではFAXを処方 箋として調剤・送付等が可能	処方箋原本が薬局に届いた後、 患者への薬剤の送付が可能
薬剤の配送	配送は想定されておらず、薬剤 師の面前で服用する	多くの医療機関 では、医師の面 前で服用	配送は想定され ていない	患者への薬剤の配送可能 ※薬剤の品質保持や患者への確実な 授与等の措置が必要。配送業者利 用の場合は受け取りの電話確認が 必要	患者への薬剤の配送可能 ※薬剤の品質保持や患者への確実な 授与等の措置が必要
服薬指導を 行う薬剤師	研修を修了している薬剤師	取り決めなし	取り決めなし	かかりつけ薬剤師・薬局や、当 該患者の居住地域内にある薬 局により行われることが望まし い	日頃から継続して対面で指導を 行っている薬剤師。原則、同一 の薬剤師が行うこと ※やむを得ない場合に、当該患者に対 面による服薬指導を行ったことのある 当該薬局の薬剤師が当該薬剤師 と連携した実施は可能(服薬指導計 画への記載が必要)

7

参考：関係資料の掲載先について

医師向けの指針

➤ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

厚労省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > オン
ライン診療に関するホームページ

薬剤師の一覧

➤ オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局 の一覧

厚労省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬
品・医療機器 > 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づ
く薬局における対応について

産婦人科医の一覧

➤ 緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧

厚労省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 >
緊急避妊に係る取組について

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンター

➤ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

内閣府HP > 女性に対する暴力の根絶 > 性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター一覧

8